

月形町地域公共交通計画の変更（案）について

1 経過

月形町地域公共交通計画については、令和 6 年 3 月に策定したところであるが、令和 7 年 3 月 31 日に中央バス月形線が廃止になるにあたり、令和 7 年 4 月 1 日より有限会社アオヤナギ観光バスが運行する中央バス月形線代替交通「岩見沢月形線」の内容を追記する。

また、その他現状の交通体制等にあった軽微な修正を行う。

2 変更内容

別紙「月形町地域公共交通計画 変更箇所 新旧対照表」のとおり

- (1) 中央バス月形線が令和 7 年 3 月 31 日に廃止なることを記載
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日から運行する岩見沢月形線に係る運行状況、役割及び維持・確保方針等を追記
- (3) 月形当別線、月形浦臼線の役割及び維持・確保方針等に「車両購入減価償却費等補助金」「車両更新」を追記
- (4) 月形浦臼線の起点・終点を「浦臼駅」から「えみる」に変更
- (5) 施策⑩に記載の「皆楽公園エリア」を「皆楽公園エリア（道の駅エリア）」に変更
- (6) 計画の管理体制（月形町地域公共交通活性化協議会）を令和 7 年 4 月以降の体制に変更

3 適用年月日（予定）

令和 6 年 12 月

月形町地域公共交通計画 変更箇所 新旧対照表

該当	新（修正後）	旧（修正前）
表題	月形町地域公共交通計画 令和6年3月 <u>策定</u> <u>令和 年 月 変更</u> 月形町地域公共交通活性化協議会	月形町地域公共交通計画 <u>令和6年3月</u> 月形町地域公共交通活性化協議会

該当

新 (修正後)

旧 (修正前)

19

3-3 公共交通概況の整理

(1) 公共交通の運行状況

1) 交通事業者等が運行するもの

本町の路線バスは、アオヤナギ観光バス、新篠津村、下段モータース、美唄自動車学校により、自治体を跨ぐ広域的な路線バスが運行しています。

また、本町の路線バスの役割は、主に岩見沢方面や当別・札幌方面、清臼方面及び新篠津・江別方面と本町を結ぶ広域的な交通ネットワークの役割があります。

表 3-3 交通事業者が運行する公共交通の運行状況

運行事業者	路線名	起点	主な 経由地	終点	運行ダイヤ			最短 所要 時間
					運行 本数 (便)	始発	終発	
中央バス	月形線 ※1	月形駅前	北村支所	岩見沢 ターミナル	往 5	6:43	17:55	0:41
		岩見沢 ターミナル		月形駅前	復 5	7:40	19:05	0:41
アオヤナギ 観光バス	岩見沢 月形線 ※2	月形駅前	北村温泉	岩見沢 ターミナル	往 6	6:50	18:00	0:40
		岩見沢 ターミナル		月形駅前	復 6	7:45	19:20	0:40
新篠津村	江別 月形線 (ニュー しのつバス)	月形高校	新篠津 役場前	江別 ターミナル	往 1	15:55	-	1:05
		月形高校		復 2	8:20	15:36	1:00	
		月形高校	昭栄	新篠津 役場前	往 1	8:28	-	0:27
下段 モータース	月形 当別線	月形駅	月ヶ岡駅	J R当別駅 南口	往 9	6:25	19:45	0:52
		J R当別駅 南口		月形駅	復 9	7:05	20:20	0:52
美唄 自動車学校	月形 清臼線	月形駅	札比内駅	えみる	往 5	8:10	18:15	0:34
		えみる		月形駅	復 5	7:30	17:25	0:30

※1 令和7年3月31日で廃止

※2 令和7年4月1日から運行開始

19

3-3 公共交通概況の整理

(1) 公共交通の運行状況

1) 交通事業者等が運行するもの

本町の路線バスは、北海道中央バス株式会社(以下、中央バス)、新篠津村、下段モータース、美唄自動車学校により、自治体を跨ぐ広域的な路線バスが運行しています。

また、本町の路線バスの役割は、主に岩見沢方面や当別・札幌方面、清臼方面及び新篠津・江別方面と本町を結ぶ広域的な交通ネットワークの役割があります。

表 3-3 交通事業者が運行する公共交通の運行状況

運行事業者	路線名	起点	主な 経由地	終点	運行ダイヤ			最短 所要 時間
					運行 本数 (便)	始発	終発	
中央バス	月形線	月形駅前	北村支所	岩見沢 ターミナル	往 5	6:43	17:55	0:41
		岩見沢 ターミナル		月形駅前	復 5	7:40	19:05	0:41
新篠津村	江別 月形線 (ニュー しのつバス)	月形高校	新篠津 役場前	江別 ターミナル	往 1	15:55	-	1:05
		月形高校		復 2	8:20	15:36	1:00	
		月形高校	月形役場前	新篠津 役場前	往 1	8:28	-	0:27
下段 モータース	月形 当別線	月形駅	J R北海道 区役所南口	J R当別駅 南口	往 9	6:30	19:45	0:52
		J R当別駅 南口		月形駅	復 9	7:05	20:20	0:52
美唄 自動車学校	月形 清臼線	月形駅	町立病院	清臼駅	往 5	8:10	18:15	0:34
		清臼駅		月形駅	復 5	7:30	17:25	0:30

19

該当

新 (修正後)

旧 (修正前)

21

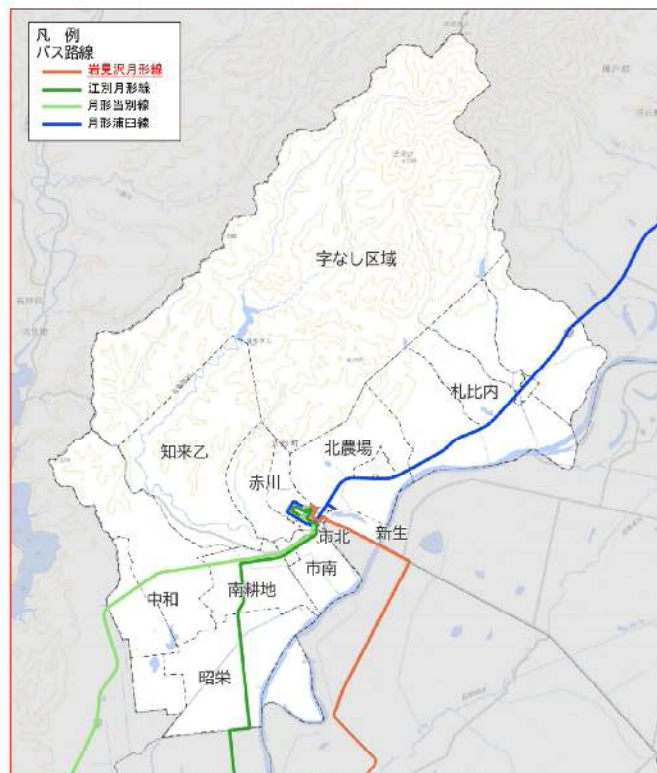


図 3-13 交通事業者が運行する公共交通網

※令和7年3月31日で、月形線が廃止され、令和7年4月1日より岩見沢月形線が運行される。

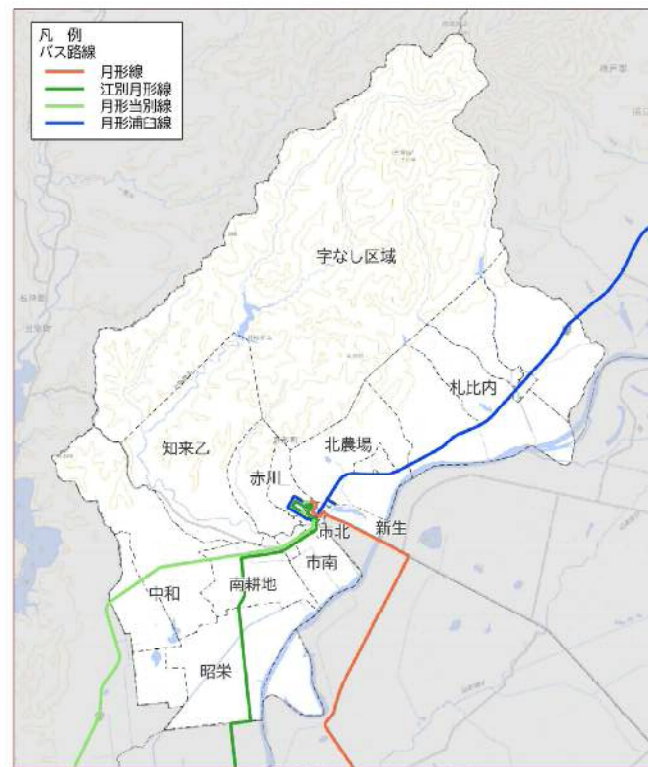


図 3-13 交通事業者が運行する公共交通網

該当

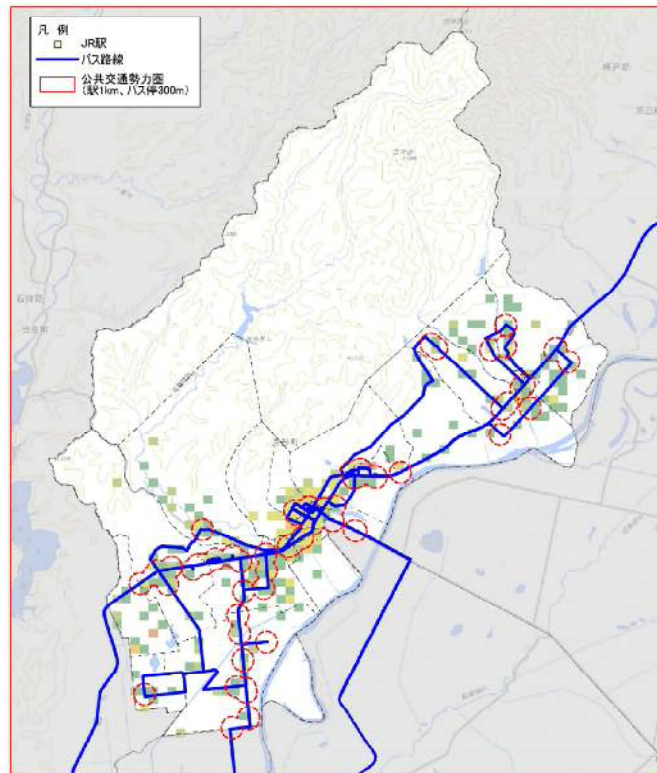
新 (修正後)

旧 (修正前)

27

(3) バス停までのアクセスのしやすさ

バス停から半径 300mの圏域を公共交通が利用しやすいエリア (以下、公共交通勢力圏) と設定し、公共交通勢力圏に含まれている人口の割合を公共交通カバー率として定義します。
路線バス及び月形町独自の交通による本地域の公共交通カバー率は、全体で 62.8%となっています。

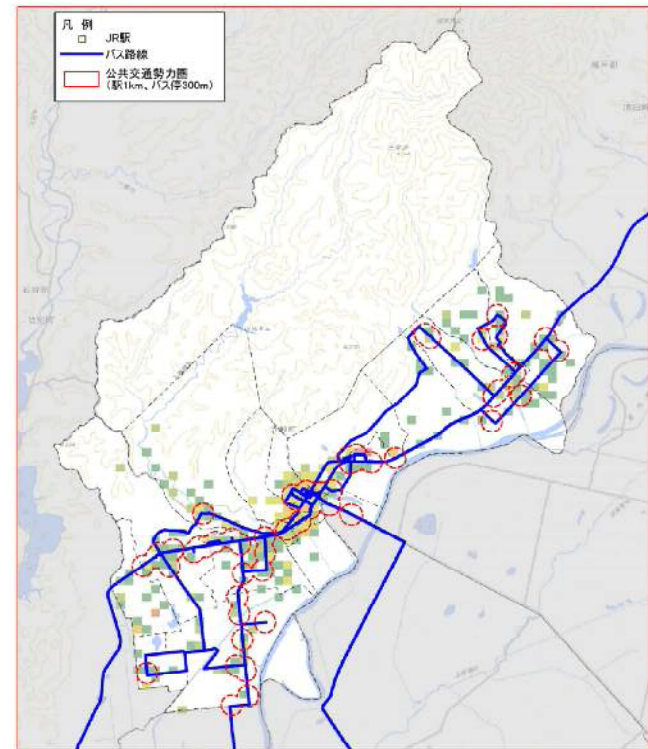


出典：総務省統計局「令和2年国勢調査」(<https://www.e-stat.go.jp/>)

図 3-19 公共交通勢力圏

(3) バス停までのアクセスのしやすさ

バス停から半径 300mの圏域を公共交通が利用しやすいエリア (以下、公共交通勢力圏) と設定し、公共交通勢力圏に含まれている人口の割合を公共交通カバー率として定義します。
路線バス及び月形町独自の交通による本地域の公共交通カバー率は、全体で 62.8%となっています。



出典：総務省統計局「令和2年国勢調査」(<https://www.e-stat.go.jp/>)

図 3-19 公共交通勢力圏

5. 計画期間内で解決を目指す課題

5-1 個別課題

(1) 地域概況から整理される現状・問題点・課題

現状	問題点	課題
人口概況 ■ 本町の人口は127,000人調査人口と比較し約2割減少 ■ R2国勢調査における高齢化率は37.3% ■ 高齢化率が50%を超えている地区も存在 ■ 市民生活圏初期地区に人口が集中 ■ 郊外部にも一定数の人口が点在	■ 人口減少に伴う公共交通利用者の減少 ■ 移動支援を必要としている町民が町内全域に分布している可能性 ■ 郊外部における散居形態の進行	■ 人口減少・少子高齢化に対応した公共交通の構築
生活圏・生活圏 ■ 市民生活圏初期地区に主要な生活圏施設が集中 ■ 月形小学校跡地に地域拠点施設が整備予定	■ 円滑に主要な生活圏施設間を移動できるモビリティをいかに確保し続けていくか ■ 交通拠点としての位置付け	■ 現状の移動支援策の持続可能性の確保 ■ 利用者にとって分かりやすい、持ちやすいなど利便性を考慮した拠点整備、待合環境の構築
観光 ■ 本町の観光客入込客数は10万人前後 ■ 異なる観光客層の誘引	■ 町内を目的地とした観光客の公共交通利用は少ない	■ 観光客を目的地とした公共交通と観光施設への移動の検討
地域公共交通 ■ 月形町・当別町を結ぶ唯一の民間バス路線 ■ 通学時の移動手段として主に利用	■ 通学時間帯を除くと一般バス車両(乗車定員30人以上)による運行が途切れている利用状況	■ 地域公共交通サービス連携事業を活用した代替サービスの検討 ■ 利用促進策の展開
地域公共交通 ■ 月形町・当別町を結ぶ唯一の民間バス路線 ■ 当別町からはJR札内線に接続 ■ 通学時の移動手段として主に利用	■ 通学時間帯を除くと一般バス車両(乗車定員30人以上)による運行が途切れている利用状況	■ 地域公共交通サービス連携事業を活用した代替サービスの検討 ■ 利用促進策の展開
地域公共交通 ■ 月形町・浦臼町を結ぶ唯一のバス路線 ■ 主に月形高校への通学・札内方面への通学時の移動手段として利用	■ 通学時間帯を除くと一般バス車両(乗車定員30人以上)による運行が途切れている利用状況	■ 地域公共交通サービス連携事業(地域内フィーダー系統補助)を活用し、利用促進を図り運行を継続
地域公共交通 ■ 月形町・新築津利・江別市を結ぶ唯一のバス路線 ■ 通学時の移動手段として主に利用	■ 月形高校への通学時間帯にしか運行していないため、一般バス車両(乗車定員30人以上)による運行が途切れている利用状況	■ 利用促進を図りながら、バス路線として運行を継続
地域公共交通 ■ 東通運行等を踏まえR4年度から本格的に事業開始 ■ 利用者の約9割は75歳以上 ■ 郊外部より市街地居住者の利用割合が多い	■ 高齢者による交通事故抑制に向けた免許返納を推進する移動支援策の不足 ■ 現状の利用状況の維持 ■ 郊外居住者の移動手段の一つであることの意識付け	■ 財政面も含め持続性を考慮した事業継続
地域公共交通 ■ 中学校1校、小学校3校 ■ 小・中学生が主な対象 ■ 一般通学が可能	■ 児童・生徒の移動が優先されるため一般利用者のニーズがミスマッチ	■ 通学支援を主な機能とし一般利用者の移動を補完するモビリティとして整理

※中央バスが運行する月形線は、令和7年3月31日で廃止され、令和7年4月1日より代替交通として、東通月形線の運行を開始する。

5. 計画期間内で解決を目指す課題

5-1 個別課題

(1) 地域概況から整理される現状・問題点・課題

現状	問題点	課題
人口概況 ■ 本町の人口は127,000人調査人口と比較し約2割減少 ■ R2国勢調査における高齢化率は37.3% ■ 高齢化率が50%を超えている地区も存在 ■ 市民生活圏初期地区に人口が集中 ■ 郊外部にも一定数の人口が点在	■ 人口減少に伴う公共交通利用者の減少 ■ 移動支援を必要としている町民が町内全域に分布している可能性 ■ 郊外部における散居形態の進行	■ 人口減少・少子高齢化に対応した公共交通の構築
生活圏・生活圏 ■ 市民生活圏初期地区に主要な生活圏施設が集中 ■ 月形小学校跡地に地域拠点施設が整備予定	■ 円滑に主要な生活圏施設間を移動できるモビリティをいかに確保し続けていくか ■ 交通拠点としての位置付け	■ 現状の移動支援策の持続可能性の確保 ■ 利用者にとって分かりやすい、持ちやすいなど利便性を考慮した拠点整備、待合環境の構築
観光 ■ 本町の観光客入込客数は10万人前後 ■ 異なる観光客層の誘引	■ 町内を目的地とした観光客の公共交通利用は少ない	■ 観光客を目的地とした公共交通と観光施設への移動の検討
地域公共交通 ■ 月形町・美幌市・定規沢市を結ぶ唯一の民間バス路線 ■ 通学時の移動手段として主に利用	■ 通学時間帯を除くと一般バス車両(乗車定員30人以上)による運行が途切れている利用状況	■ 地域公共交通サービス連携事業を活用した代替サービスの検討 ■ 利用促進策の展開
地域公共交通 ■ 月形町・当別町を結ぶ唯一の民間バス路線 ■ 当別町からはJR札内線に接続 ■ 通学時の移動手段として主に利用	■ 通学時間帯を除くと一般バス車両(乗車定員30人以上)による運行が途切れている利用状況	■ 地域公共交通サービス連携事業を活用した代替サービスの検討 ■ 利用促進策の展開
地域公共交通 ■ 月形町・浦臼町を結ぶ唯一のバス路線 ■ 主に月形高校への通学・札内方面への通学時の移動手段として利用	■ 通学時間帯を除くと一般バス車両(乗車定員30人以上)による運行が途切れている利用状況	■ 地域公共交通サービス連携事業(地域内フィーダー系統補助)を活用し、利用促進を図り運行を継続
地域公共交通 ■ 月形町・新築津利・江別市を結ぶ唯一のバス路線 ■ 通学時の移動手段として主に利用	■ 月形高校への通学時間帯にしか運行していないため、一般バス車両(乗車定員30人以上)による運行が途切れている利用状況	■ 利用促進を図りながら、バス路線として運行を継続
地域公共交通 ■ 東通運行等を踏まえR4年度から本格的に事業開始 ■ 利用者の約9割は75歳以上 ■ 郊外部より市街地居住者の利用割合が多い	■ 高齢者による交通事故抑制に向けた免許返納を推進する移動支援策の不足 ■ 現状の利用状況の維持 ■ 郊外居住者の移動手段の一つであることの意識付け	■ 財政面も含め持続性を考慮した事業継続
地域公共交通 ■ 中学校1校、小学校3校 ■ 小・中学生が主な対象 ■ 一般通学が可能	■ 児童・生徒の移動が優先されるため一般利用者のニーズがミスマッチ	■ 通学支援を主な機能とし一般利用者の移動を補完するモビリティとして整理

該当	新 (修正後)	旧 (修正前)																														
41	6-4 月形町に係る公共交通の役割及び維持・確保方針等 「3-3 公共交通概況の整理」に記載した公共交通について、それぞれの役割及び維持・確保方針等を以下に示します。 表 6-1 各公共交通における役割及び維持・確保方針等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名等</th><th>運行主体</th><th>役割及び維持・確保方針等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月形線 岩見沢月形線</td><td>中央バス アオヤナギ 観光バス</td><td> ・令和7年3月31日廃止。 【役割】 ・本町と岩見沢方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で必要とされる路線であり、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金・車両購入減価償却費等補助金）を活用し、利用促進策の実施や車両購入等により、交通ネットワークの確保に努めます。 ・令和7年4月1日運行開始。 ※南空知地域公共交通計画で位置付け </td></tr> <tr> <td>江別月形線 （ニュー しのつバス）</td><td>新篠津村</td><td> 【役割】 ・本町と新篠津・江別方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・新篠津の通学などの生活移動における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・利用促進を図りながら、市町村生活バス路線として運行継続する ※さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通計画で位置付け </td></tr> <tr> <td>月形当別線</td><td>下段 モータース</td><td> 【役割】 ・本町と当別方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金・車両購入減価償却費等補助金）を活用し、利用促進策や車両更新などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 ※南空知地域公共交通計画で位置付け </td></tr> <tr> <td>月形浦臼線</td><td>美唄 自動車学校</td><td> 【役割】 ・本町と浦臼方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・本町及び浦臼町の財政支援のほか、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助・車両購入減価償却費等補助金）を活用しながら、積極的な周知活動を行うことで利用促進を図り、また、車両更新を行いながら、持続可能な運行を確保します。 ※中空知地域公共交通計画で位置付け </td></tr> </tbody> </table>	路線名等	運行主体	役割及び維持・確保方針等	月形線 岩見沢月形線	中央バス アオヤナギ 観光バス	・令和7年3月31日廃止。 【役割】 ・本町と岩見沢方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で必要とされる路線であり、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金・車両購入減価償却費等補助金）を活用し、利用促進策の実施や車両購入等により、交通ネットワークの確保に努めます。 ・令和7年4月1日運行開始。 ※南空知地域公共交通計画で位置付け	江別月形線 （ニュー しのつバス）	新篠津村	【役割】 ・本町と新篠津・江別方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・新篠津の通学などの生活移動における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・利用促進を図りながら、市町村生活バス路線として運行継続する ※さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通計画で位置付け	月形当別線	下段 モータース	【役割】 ・本町と当別方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金・車両購入減価償却費等補助金）を活用し、利用促進策や車両更新などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 ※南空知地域公共交通計画で位置付け	月形浦臼線	美唄 自動車学校	【役割】 ・本町と浦臼方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・本町及び浦臼町の財政支援のほか、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助・車両購入減価償却費等補助金）を活用しながら、積極的な周知活動を行うことで利用促進を図り、また、車両更新を行いながら、持続可能な運行を確保します。 ※中空知地域公共交通計画で位置付け	6-4 月形町に係る公共交通の役割及び維持・確保方針等 「3-3 公共交通概況の整理」に記載した公共交通について、それぞれの役割及び維持・確保方針等を以下に示します。 表 6-1 各公共交通における役割及び維持・確保方針等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名等</th><th>運行主体</th><th>役割及び維持・確保方針等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月形線</td><td>中央バス</td><td> 【役割】 ・本町と岩見沢方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）を活用し、利用促進策などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 ※南空知地域公共交通計画で位置付け </td></tr> <tr> <td>江別月形線 （ニュー しのつバス）</td><td>新篠津村</td><td> 【役割】 ・本町と新篠津・江別方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・新篠津の通学などの生活移動における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・利用促進を図りながら、市町村生活バス路線として運行継続する ※さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通計画で位置付け </td></tr> <tr> <td>月形当別線</td><td>下段 モータース</td><td> 【役割】 ・本町と当別方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）を活用し、利用促進策などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 ※南空知地域公共交通計画で位置付け </td></tr> <tr> <td>月形浦臼線</td><td>美唄 自動車学校</td><td> 【役割】 ・本町と浦臼方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・本町及び浦臼町の財政支援のほか、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）を活用しながら、積極的な周知活動を行うことで利用促進を図り、持続可能な運行を確保します。 ※中空知地域公共交通計画で位置付け </td></tr> </tbody> </table>	路線名等	運行主体	役割及び維持・確保方針等	月形線	中央バス	【役割】 ・本町と岩見沢方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）を活用し、利用促進策などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 ※南空知地域公共交通計画で位置付け	江別月形線 （ニュー しのつバス）	新篠津村	【役割】 ・本町と新篠津・江別方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・新篠津の通学などの生活移動における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・利用促進を図りながら、市町村生活バス路線として運行継続する ※さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通計画で位置付け	月形当別線	下段 モータース	【役割】 ・本町と当別方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）を活用し、利用促進策などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 ※南空知地域公共交通計画で位置付け	月形浦臼線	美唄 自動車学校	【役割】 ・本町と浦臼方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・本町及び浦臼町の財政支援のほか、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）を活用しながら、積極的な周知活動を行うことで利用促進を図り、持続可能な運行を確保します。 ※中空知地域公共交通計画で位置付け
路線名等	運行主体	役割及び維持・確保方針等																														
月形線 岩見沢月形線	中央バス アオヤナギ 観光バス	・令和7年3月31日廃止。 【役割】 ・本町と岩見沢方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で必要とされる路線であり、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金・車両購入減価償却費等補助金）を活用し、利用促進策の実施や車両購入等により、交通ネットワークの確保に努めます。 ・令和7年4月1日運行開始。 ※南空知地域公共交通計画で位置付け																														
江別月形線 （ニュー しのつバス）	新篠津村	【役割】 ・本町と新篠津・江別方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・新篠津の通学などの生活移動における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・利用促進を図りながら、市町村生活バス路線として運行継続する ※さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通計画で位置付け																														
月形当別線	下段 モータース	【役割】 ・本町と当別方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金・車両購入減価償却費等補助金）を活用し、利用促進策や車両更新などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 ※南空知地域公共交通計画で位置付け																														
月形浦臼線	美唄 自動車学校	【役割】 ・本町と浦臼方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・本町及び浦臼町の財政支援のほか、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助・車両購入減価償却費等補助金）を活用しながら、積極的な周知活動を行うことで利用促進を図り、また、車両更新を行いながら、持続可能な運行を確保します。 ※中空知地域公共交通計画で位置付け																														
路線名等	運行主体	役割及び維持・確保方針等																														
月形線	中央バス	【役割】 ・本町と岩見沢方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）を活用し、利用促進策などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 ※南空知地域公共交通計画で位置付け																														
江別月形線 （ニュー しのつバス）	新篠津村	【役割】 ・本町と新篠津・江別方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・新篠津の通学などの生活移動における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・利用促進を図りながら、市町村生活バス路線として運行継続する ※さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通計画で位置付け																														
月形当別線	下段 モータース	【役割】 ・本町と当別方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）を活用し、利用促進策などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 ※南空知地域公共交通計画で位置付け																														
月形浦臼線	美唄 自動車学校	【役割】 ・本町と浦臼方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・本町及び浦臼町の財政支援のほか、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）を活用しながら、積極的な周知活動を行うことで利用促進を図り、持続可能な運行を確保します。 ※中空知地域公共交通計画で位置付け																														

該当	新 (修正後)	旧 (修正前)																																																																												
42	6-5 月形町地域公共交通網のあり方 図 6-1 月形町地域公共交通網のあり方 表 6-2 補助系統の位置付け <table><thead><tr><th>実施主体</th><th>路線・系統名</th><th>起点</th><th>経由地</th><th>終点</th><th>運行形態</th><th>補助事業の活用</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>中央バス</td><td>地域間幹線系統 (月形線)</td><td>岩見沢ターミナル</td><td>北村温泉</td><td>月形駅前</td><td>4 条線向 定期運行</td><td>地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け</td><td>令和 7 年 3 月 31 日 で廃止</td></tr><tr><td>アオキバス</td><td>地域間幹線系統 (北見月形線)</td><td>岩見沢ターミナル</td><td>北村温泉</td><td>月形駅前</td><td>4 条線向 定期運行</td><td>地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け</td><td>令和 7 年 4 月 1 日 から運行開始</td></tr><tr><td>トモ</td><td>地域間幹線系統 (月形当別線)</td><td>JR 当別駅</td><td>月形駅前</td><td>月形駅前</td><td>4 条線向 定期運行</td><td>地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け</td><td></td></tr><tr><td>モーター</td><td>地域間幹線系統 (月形当別線)</td><td>JR 当別駅</td><td>月形駅前</td><td>月形駅前</td><td>4 条線向 定期運行</td><td>地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け</td><td></td></tr><tr><td>月形市営バス</td><td>月形当別線</td><td>岩見沢</td><td>月形駅前</td><td>月形駅前</td><td>4 条線向 定期運行</td><td>地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け</td><td></td></tr></tbody></table>	実施主体	路線・系統名	起点	経由地	終点	運行形態	補助事業の活用	備考	中央バス	地域間幹線系統 (月形線)	岩見沢ターミナル	北村温泉	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け	令和 7 年 3 月 31 日 で廃止	アオキバス	地域間幹線系統 (北見月形線)	岩見沢ターミナル	北村温泉	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け	令和 7 年 4 月 1 日 から運行開始	トモ	地域間幹線系統 (月形当別線)	JR 当別駅	月形駅前	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け		モーター	地域間幹線系統 (月形当別線)	JR 当別駅	月形駅前	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け		月形市営バス	月形当別線	岩見沢	月形駅前	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け		6-5 月形町地域公共交通網のあり方 図 6-1 月形町地域公共交通網のあり方 表 6-2 補助系統の位置付け <table><thead><tr><th>実施主体</th><th>路線・系統名等</th><th>起点</th><th>経由地</th><th>終点</th><th>運行形態</th><th>補助事業の活用</th></tr></thead><tbody><tr><td>中央バス</td><td>地域間幹線系統 (月形線)</td><td>岩見沢ターミナル</td><td>北村温泉</td><td>月形駅前</td><td>4 条線向 定期運行</td><td>地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け</td></tr><tr><td>下路 モーター</td><td>地域間幹線系統 (月形当別線)</td><td>JR 当別駅</td><td>月形駅前</td><td>月形駅前</td><td>4 条線向 定期運行</td><td>地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け</td></tr><tr><td>月形市営バス</td><td>月形当別線</td><td>岩見沢</td><td>月形駅前</td><td>月形駅前</td><td>4 条線向 定期運行</td><td>地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け</td></tr></tbody></table>	実施主体	路線・系統名等	起点	経由地	終点	運行形態	補助事業の活用	中央バス	地域間幹線系統 (月形線)	岩見沢ターミナル	北村温泉	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け	下路 モーター	地域間幹線系統 (月形当別線)	JR 当別駅	月形駅前	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け	月形市営バス	月形当別線	岩見沢	月形駅前	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け
実施主体	路線・系統名	起点	経由地	終点	運行形態	補助事業の活用	備考																																																																							
中央バス	地域間幹線系統 (月形線)	岩見沢ターミナル	北村温泉	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け	令和 7 年 3 月 31 日 で廃止																																																																							
アオキバス	地域間幹線系統 (北見月形線)	岩見沢ターミナル	北村温泉	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け	令和 7 年 4 月 1 日 から運行開始																																																																							
トモ	地域間幹線系統 (月形当別線)	JR 当別駅	月形駅前	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け																																																																								
モーター	地域間幹線系統 (月形当別線)	JR 当別駅	月形駅前	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け																																																																								
月形市営バス	月形当別線	岩見沢	月形駅前	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け																																																																								
実施主体	路線・系統名等	起点	経由地	終点	運行形態	補助事業の活用																																																																								
中央バス	地域間幹線系統 (月形線)	岩見沢ターミナル	北村温泉	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け																																																																								
下路 モーター	地域間幹線系統 (月形当別線)	JR 当別駅	月形駅前	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け																																																																								
月形市営バス	月形当別線	岩見沢	月形駅前	月形駅前	4 条線向 定期運行	地域間幹線系統補助 ※市営バスと公共交通網 で位置付け																																																																								

該当

新 (修正後)

旧 (修正前)

43

7. 目標達成に向けた施策

(1) 目標Ⅰを達成するための施策

施策①	岩見沢方面への生活交通の確保				
施策内容	- 令和7年4月1日からアオヤナギ観光バスが運行する岩見沢月形線は、令和7年3月31日で廃止される中央バス月形線と同様に、本町と岩見沢方面を結ぶ役割を担っており、通学や通勤、通院などの目的で利用されるため、重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 - 利用者数や利用時間帯が限定的であり、交通事業者による運行継続が困難な状況であるため、地域旅客運送サービス継続事業を活用し、岩見沢方面への交通ネットワークを確保します。 - なお、運行計画の作成や見直しについては「地域旅客運送サービス継続事業実施計画」に位置づけるものとし、本計画では利用状況の検証や利用促進策などの取組を実施し、<u>効率的で利便性の高い、路線に再編していきます。</u> - また、本施策で運行するモビリティは、一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施による地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金・車両購入減価償却費等補助金）を活用し、<u>利用促進策の実施や車両購入等により</u>交通ネットワークの確保に努めます。 - 通学目的の利用者が利用しやすい運行内容も検討していきます。				
	【住民の役割】				
	・積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズの共有を図ります。				
施策の参加者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)
施策の実施者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (南空知地域公共交通活性化協議会、岩見沢市)
実施スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
岩見沢方面への生活移動の確保	実施				
運行内容の検証	実施計画(案)の策定	実施計画の内容を踏まえて実施			

43

7. 目標達成に向けた施策

(1) 目標Ⅰを達成するための施策

施策①	岩見沢方面への生活交通の確保				
施策内容	- 中央バスが運行する月形線は、本町と岩見沢方面を結ぶ役割を担っており、通学や通勤、通院などの目的で利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 - 一方で、利用者数や利用時間帯が限定的であり、交通事業者による運行継続が困難な状況であるため、地域旅客運送サービス継続事業を活用し、岩見沢方面への交通ネットワークを確保します。 - なお、運行計画の作成や見直しについては「地域旅客運送サービス継続事業実施計画」に位置づけるものとし、本計画では利用状況の検証や利用促進策などの取組を実施することとします。 - また、本施策で運行するモビリティは、一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（<u>地域間幹線系統補助金</u>）を活用し、<u>利用促進策などを実施しながら</u>、交通ネットワークの確保に努めます。 - 通学目的の利用者が利用しやすい運行内容も検討します。				
	【住民の役割】				
	・積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズの共有を図ります。				
施策の参加者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)
施策の実施者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (南空知地域公共交通活性化協議会、岩見沢市)
実施スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
岩見沢方面への生活移動の確保	実施				
運行内容の検証	実施計画(案)の策定	実施計画の内容を踏まえて実施			

43

該当

新 (修正後)

旧 (修正前)

4 4

施 策 ②	当別・札幌方面、浦臼方面及び新篠津・江別方面への生活交通の確保				
施 策 内 容	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)
【当別・札幌方面】 - 下段モーター車が運行する月形当別線は、本町と当別・札幌方面を結ぶ役割を担っており、通学や通勤、通院などの目的で利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 - 一方で、利用者数や利用時間帯が限定的であり、交通事業者による運行継続が困難な状況であるため、地域旅客運送サービス継続事業を活用し、当別・札幌方面への交通ネットワークを確保します。 - なお、運行計画の作成や見直しについては「地域旅客運送サービス継続事業実施計画」に位置づけるものとし、本計画では利用状況の検証や利用促進策などの取組を実施することとします。 - また、本施策で運行するモビリティは、一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金・車両購入減価償却費等補助金）を活用し、利用促進策や車両更新などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 【浦臼方面】 - 美唄自動車学校が運行する月形浦臼線は、本町と浦臼方面を結ぶ役割を担っており、通学や通勤、通院などの目的で利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 - なお、本施策で運行するモビリティは、本町及び浦臼町の財政支援のほか、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）を活用しながら、積極的な周知活動を行うことで利用促進を図り、持続可能な運行を確保します。 【新篠津・江別方面】 - 新篠津村が運行する江別月形線は、本町と新篠津・江別方面を結ぶ役割を担っており、主に新篠津の通学など生活交通として利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 【住民の役割】 - 積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズの共有を図ります。	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)
【新篠津・江別方面】 - 新篠津村が運行する江別月形線は、本町と新篠津・江別方面を結ぶ役割を担っており、主に新篠津の通学など生活交通として利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 【住民の役割】 - 積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズの共有を図ります。	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)
【新篠津・江別方面】 - 新篠津村が運行する江別月形線は、本町と新篠津・江別方面を結ぶ役割を担っており、主に新篠津の通学など生活交通として利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 【住民の役割】 - 積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズの共有を図ります。	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)
【新篠津・江別方面】 - 新篠津村が運行する江別月形線は、本町と新篠津・江別方面を結ぶ役割を担っており、主に新篠津の通学など生活交通として利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 【住民の役割】 - 積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズの共有を図ります。	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)
【新篠津・江別方面】 - 新篠津村が運行する江別月形線は、本町と新篠津・江別方面を結ぶ役割を担っており、主に新篠津の通学など生活交通として利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 【住民の役割】 - 積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズの共有を図ります。	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)
実施スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
当別・札幌方面への生活移動の確保	実 施				
浦臼方面への生活移動の確保	実 施				
新篠津・江別方面への生活移動の確保	実 施				
運行内容の検証	実 施				

44

7. 目標達成に向けた施策

(1) 目標Ⅰを達成するための施策

施 策 ①	岩見沢方面への生活交通の確保				
施 策 内 容	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)
【岩見沢方面】 - 中央バスが運行する月形線は、本町と岩見沢方面を結ぶ役割を担っており、通学や通勤、通院などの目的で利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 - 一方で、利用者数や利用時間帯が限定的であり、交通事業者による運行継続が困難な状況であるため、地域旅客運送サービス継続事業を活用し、岩見沢方面への交通ネットワークを確保します。 - なお、運行計画の作成や見直しについては「地域旅客運送サービス継続事業実施計画」に位置づけるものとし、本計画では利用状況の検証や利用促進策などの取組を実施することとします。 - また、本施策で運行するモビリティは、一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）を活用し、利用促進策などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 - 通学目的の利用者が利用しやすい運行内容も検討します。 【住民の役割】 - 積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズの共有を図ります。	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)
【岩見沢方面】 - 中央バスが運行する月形線は、本町と岩見沢方面を結ぶ役割を担っており、通学や通勤、通院などの目的で利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 - 一方で、利用者数や利用時間帯が限定的であり、交通事業者による運行継続が困難な状況であるため、地域旅客運送サービス継続事業を活用し、岩見沢方面への交通ネットワークを確保します。 - なお、運行計画の作成や見直しについては「地域旅客運送サービス継続事業実施計画」に位置づけるものとし、本計画では利用状況の検証や利用促進策などの取組を実施することとします。 - また、本施策で運行するモビリティは、一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）を活用し、利用促進策などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 - 通学目的の利用者が利用しやすい運行内容も検討します。 【住民の役割】 - 積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズの共有を図ります。	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)
【岩見沢方面】 - 中央バスが運行する月形線は、本町と岩見沢方面を結ぶ役割を担っており、通学や通勤、通院などの目的で利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 - 一方で、利用者数や利用時間帯が限定的であり、交通事業者による運行継続が困難な状況であるため、地域旅客運送サービス継続事業を活用し、岩見沢方面への交通ネットワークを確保します。 - なお、運行計画の作成や見直しについては「地域旅客運送サービス継続事業実施計画」に位置づけるものとし、本計画では利用状況の検証や利用促進策などの取組を実施することとします。 - また、本施策で運行するモビリティは、一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）を活用し、利用促進策などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 - 通学目的の利用者が利用しやすい運行内容も検討します。 【住民の役割】 - 積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズの共有を図ります。	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)
【岩見沢方面】 - 中央バスが運行する月形線は、本町と岩見沢方面を結ぶ役割を担っており、通学や通勤、通院などの目的で利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 - 一方で、利用者数や利用時間帯が限定的であり、交通事業者による運行継続が困難な状況であるため、地域旅客運送サービス継続事業を活用し、岩見沢方面への交通ネットワークを確保します。 - なお、運行計画の作成や見直しについては「地域旅客運送サービス継続事業実施計画」に位置づけるものとし、本計画では利用状況の検証や利用促進策などの取組を実施することとします。 - また、本施策で運行するモビリティは、一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）を活用し、利用促進策などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 - 通学目的の利用者が利用しやすい運行内容も検討します。 【住民の役割】 - 積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズの共有を図ります。	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)
【岩見沢方面】 - 中央バスが運行する月形線は、本町と岩見沢方面を結ぶ役割を担っており、通学や通勤、通院などの目的で利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 - 一方で、利用者数や利用時間帯が限定的であり、交通事業者による運行継続が困難な状況であるため、地域旅客運送サービス継続事業を活用し、岩見沢方面への交通ネットワークを確保します。 - なお、運行計画の作成や見直しについては「地域旅客運送サービス継続事業実施計画」に位置づけるものとし、本計画では利用状況の検証や利用促進策などの取組を実施することとします。 - また、本施策で運行するモビリティは、一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）を活用し、利用促進策などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 - 通学目的の利用者が利用しやすい運行内容も検討します。 【住民の役割】 - 積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズの共有を図ります。	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)
実施スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
岩見沢方面への生活移動の確保	実 施				
運行内容の検証	実施計画(案) の策定	実施計画の内容を 踏まえて実施			

43

該当

新 (修正後)

旧 (修正前)

46

施策④	広域交通との円滑な乗り継ぎ支援策の継続																			
施策内容	・JR札幌線廃止路線の沿線自治体にとって、代替バス（月形当別線、月形浦臼線）の運行は重要な移動手段であるため、岩見沢月形線（令和7年4月1日運行開始）を含め、今後も継続して各モビリティが円滑に接続する運行時間帯を設定します。 ・代替バス（月形当別線・月形浦臼線）については、金額面でも利用しやすい乗り継ぎ環境の整備のため、乗り継ぎ券による割引も継続します。 <table><tr><th>区 間</th><th>大人(中学生以上) 1人当たり料金</th><th>小学生・障がい者 1人当たり料金</th></tr><tr><td>同一町内 (月形町内の移動の乗換えで乗継券を使った場合を含む)</td><td>200円</td><td>100円(半額)</td></tr><tr><td>町の境界をまたぐ区間 (旧中小聖小中学校前～林間住宅前)</td><td>200円</td><td>100円(半額)</td></tr><tr><td>月形町内⇄当別町内 月形町内⇄浦臼町内 (乗継券を使った場合を含む)</td><td>400円</td><td>200円(半額)</td></tr><tr><td>浦臼町内⇄当別町内 (乗継券を使った場合)</td><td>600円</td><td>300円(半額)</td></tr></table> ※1歳未満は全員無料 ※小学生以上1人につき未就学児(1歳以上)2人まで無料で、3人目から未就学児1人当たり大人の半額 ※未就学児が単独で旅行する場合は、未就学児1人につき大人の半額 ※福祉割引は身体、知的、精神障がい者対象に、等級不問とし手帳等で確認 ※介護人・付添人は、障がい者1人につき1人のみ半額(福祉割引と同額) ※月形町内での乗り換えで乗継券を使った場合200円割引 図 7-2 運賃体系 【住民の役割】 ・積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズ（金額設定など）の共有を図ります。					区 間	大人(中学生以上) 1人当たり料金	小学生・障がい者 1人当たり料金	同一町内 (月形町内の移動の乗換えで乗継券を使った場合を含む)	200円	100円(半額)	町の境界をまたぐ区間 (旧中小聖小中学校前～林間住宅前)	200円	100円(半額)	月形町内⇄当別町内 月形町内⇄浦臼町内 (乗継券を使った場合を含む)	400円	200円(半額)	浦臼町内⇄当別町内 (乗継券を使った場合)	600円	300円(半額)
区 間	大人(中学生以上) 1人当たり料金	小学生・障がい者 1人当たり料金																		
同一町内 (月形町内の移動の乗換えで乗継券を使った場合を含む)	200円	100円(半額)																		
町の境界をまたぐ区間 (旧中小聖小中学校前～林間住宅前)	200円	100円(半額)																		
月形町内⇄当別町内 月形町内⇄浦臼町内 (乗継券を使った場合を含む)	400円	200円(半額)																		
浦臼町内⇄当別町内 (乗継券を使った場合)	600円	300円(半額)																		
施策の参加者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)															
施策の実施者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他															
実施スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)															
乗り継ぎ支援策の継続	実施																			

46

施策④	広域交通との円滑な乗り継ぎ支援策の継続																			
施策内容	・JR札幌線廃止路線の沿線自治体にとって、代替バス（月形当別線、月形浦臼線）の運行は重要な移動手段であるため、月形線を含め、今後も継続して各モビリティが円滑に接続する運行時間帯を設定します。 ・代替バス（月形当別線・月形浦臼線）については、金額面でも利用しやすい乗り継ぎ環境の整備のため、乗り継ぎ券による割引も継続します。 <table><tr><th>区 間</th><th>大人(中学生以上) 1人当たり料金</th><th>小学生・障がい者 1人当たり料金</th></tr><tr><td>同一町内 (月形町内の移動の乗換えで乗継券を使った場合を含む)</td><td>200円</td><td>100円(半額)</td></tr><tr><td>町の境界をまたぐ区間 (旧中小聖小中学校前～林間住宅前)</td><td>200円</td><td>100円(半額)</td></tr><tr><td>月形町内⇄当別町内 月形町内⇄浦臼町内 (乗継券を使った場合を含む)</td><td>400円</td><td>200円(半額)</td></tr><tr><td>浦臼町内⇄当別町内 (乗継券を使った場合)</td><td>600円</td><td>300円(半額)</td></tr></table> ※1歳未満は全員無料 ※小学生以上1人につき未就学児(1歳以上)2人まで無料で、3人目から未就学児1人当たり大人の半額 ※未就学児が単独で旅行する場合は、未就学児1人につき大人の半額 ※福祉割引は身体、知的、精神障がい者対象に、等級不問とし手帳等で確認 ※介護人・付添人は、障がい者1人につき1人のみ半額(福祉割引と同額) ※月形町内での乗り換えで乗継券を使った場合200円割引 図 7-2 運賃体系 【住民の役割】 ・積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズ（金額設定など）の共有を図ります。					区 間	大人(中学生以上) 1人当たり料金	小学生・障がい者 1人当たり料金	同一町内 (月形町内の移動の乗換えで乗継券を使った場合を含む)	200円	100円(半額)	町の境界をまたぐ区間 (旧中小聖小中学校前～林間住宅前)	200円	100円(半額)	月形町内⇄当別町内 月形町内⇄浦臼町内 (乗継券を使った場合を含む)	400円	200円(半額)	浦臼町内⇄当別町内 (乗継券を使った場合)	600円	300円(半額)
区 間	大人(中学生以上) 1人当たり料金	小学生・障がい者 1人当たり料金																		
同一町内 (月形町内の移動の乗換えで乗継券を使った場合を含む)	200円	100円(半額)																		
町の境界をまたぐ区間 (旧中小聖小中学校前～林間住宅前)	200円	100円(半額)																		
月形町内⇄当別町内 月形町内⇄浦臼町内 (乗継券を使った場合を含む)	400円	200円(半額)																		
浦臼町内⇄当別町内 (乗継券を使った場合)	600円	300円(半額)																		
施策の参加者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)															
施策の実施者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他															
実施スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)															
乗り継ぎ支援策の継続	実施																			

46

該当

52

新 (修正後)

施 策 ⑩	観光客の目的となる、まちの魅力づくりと情報発信の実施、多言語化情報発信機能の整備の検討				
施 策 内 容	・皆楽公園エリア（道の駅エリア）や樺戸博物館などの観光拠点への利便性向上のため、現行の路線バスの接続性の維持・向上により、観光客の移動手段の確保及び交流促進、路線バスのPR、周知強化による利用促進を検討します。 ・外国人旅行者などへの多言語バスマップ、サイネージ等の整備を検討します。				
					
	図 7-9 皆楽公園エリア（道の駅エリア）の様子				
施 策 の 参 加 者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 （他自治体居住者）
施 策 の 実 施 者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他
実 施 ス ケ ジ ュ ー ル	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
移動手段の確保	検討及び 必要に応じ実施	→			
観光客に対する利用促進策	皆楽公園 エリア再整備	実 施	→		

旧 (修正前)

施 策 ⑩	観光客の目的となる、まちの魅力づくりと情報発信の実施、多言語化情報発信機能の整備の検討				
施 策 内 容	・皆楽公園エリアや樺戸博物館などの観光拠点への利便性向上のため、現行の路線バスの接続性の維持・向上により、観光客の移動手段の確保及び交流促進、路線バスのPR、周知強化による利用促進を検討します。 ・外国人旅行者などへの多言語バスマップ、サイネージ等の整備を検討します。				
					
	図 7-9 皆楽公園エリアの様子				
施 策 の 参 加 者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 （他自治体居住者）
施 策 の 実 施 者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他
実 施 ス ケ ジ ュ ー ル	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
移動手段の確保	検討及び 必要に応じ実施	→			
観光客に対する利用促進策	皆楽公園 エリア再整備	実 施	→		

該当

新 (修正後)

54

(2) 評価指標の算出方法

表 8-2 評価指標の算出方法	
評価指標	算出方法
公共交通（路線バス）利用者数	▪ 岩見沢月形線 、月形当別線、月形蒲臼線、江別月形線（新篠津月形間）利用者の当該年度の合計値
公共交通（路線バス）公的資金投入額	▪ 上記路線の当該年度の公的資金投入額
公共交通（おでかけハイヤー）利用者数	▪ おでかけハイヤー事業の当該年度の利用者数
公共交通（おでかけハイヤー）公的資金投入額	▪ 上記事業の当該年度の公的資金投入額
交通結節点の平日利用者数	▪ バス停留所「月形駅前」「月形役場前」「月形温泉」の当該年度平日利用者数の合計値（ 岩見沢月形線 、月形当別線、月形蒲臼線）
出前講座や各種団体への説明会等の開催	▪ 地域のサロン、社会福祉協議会サロン、民生委員児童委員協議会等での説明会、住民への交通に関する講演会の実施回数
児童・生徒や高齢者等に対する乗り方講習、乗車体験	▪ 認定こども園園児、月形小学校の児童、高齢者等に対する乗り方講習、乗車体験
J R札沼線跡地の整備等による鉄道レガシーの継承	▪ J R札沼線跡地の整備箇所数
年間の観光客数	▪ 皆楽公園エリア（ 道の駅エリア ）、月形樺戸博物館、道民の森月形地区の当該年度の観光客数

※令和6年度は、中央バス月形線の評価指標で算出する。

54

旧 (修正前)

(2) 評価指標の算出方法

表 8-2 評価指標の算出方法	
評価指標	算出方法
公共交通（路線バス）利用者数	▪ 月形線 、月形当別線、月形蒲臼線、江別月形線（新篠津月形間）利用者の当該年度の合計値
公共交通（路線バス）公的資金投入額	▪ 上記路線の当該年度の公的資金投入額
公共交通（おでかけハイヤー）利用者数	▪ おでかけハイヤー事業の当該年度の利用者数
公共交通（おでかけハイヤー）公的資金投入額	▪ 上記事業の当該年度の公的資金投入額
交通結節点の平日利用者数	▪ バス停留所「月形駅前」「月形役場前」「月形温泉」の当該年度平日利用者数の合計値（ 月形線 、月形当別線、月形蒲臼線）
出前講座や各種団体への説明会等の開催	▪ 地域のサロン、社会福祉協議会サロン、民生委員児童委員協議会等での説明会、住民への交通に関する講演会の実施回数
児童・生徒や高齢者等に対する乗り方講習、乗車体験	▪ 認定こども園園児、月形小学校の児童、高齢者等に対する乗り方講習、乗車体験
J R札沼線跡地の整備等による鉄道レガシーの継承	▪ J R札沼線跡地の整備箇所数
年間の観光客数	▪ 皆楽公園エリア 、月形樺戸博物館、道民の森月形地区の当該年度の観光客数

54

該当	新 (修正後)	旧 (修正前)																																																																																																							
55	8-2 計画の管理体制 施策を継続的に展開していくにあたっては、前項で示した評価指標及び数値目標に基づき、定期的なモニタリングを通じて、施策の実施効果や変化する社会情勢との適合性等を検証・評価し、適宜・適切に計画の見直しを行うことが重要です。 これら施策の評価にあたっては、本計画の策定で協議を行ってきた「月形町地域公共交通活性化協議会」で行うこととし、PDCAサイクルにより評価・検証を行います。また、継続的に評価・検証を行うため、今後の協議会開催スケジュールに基づき、実施します。 加えて、本計画の目標を実現するにあたっては、行政や交通事業者のみならず、各種団体などを含めた地域住民の理解と参加、協力が不可欠であり、地域の一人ひとりが主体的に考えて取り組むことが重要です。そのため、各関係者の役割を明確にし、それぞれが主体的に取り組むことで、本地域における持続可能な交通ネットワークを構築します。 <table><caption>表 8-3 管理体制 (令和7年4月～)</caption><tr><th>委員区分</th><th>所属・団体名等</th><th>委員区分</th><th>所属・団体名等</th></tr><tr><td rowspan="5">第1号 公共交通事業者等</td><td>新篠津村</td><td>第6号</td><td>月形商工会</td></tr><tr><td>有限会社アオヤナギ観光バス</td><td>商工業、福祉及び教育団体、その他団体等</td><td>月形高等学校</td></tr><tr><td>月形町社会福祉協議会</td><td>第7号</td><td>月形町行政区連総会議</td></tr><tr><td>札幌地区バス協会</td><td>行政区長等</td><td>月形町行政区連総会議</td></tr><tr><td>株式会社美明自動車学校</td><td>第9号</td><td>北海道運輸局札幌運輸支局</td></tr><tr><td>有限会社下段モータース</td><td>その他町長が必要と認める者</td><td>空知総合振興局</td><td></td></tr><tr><td>第2号 道路管理者</td><td>北海道開発局札幌開発建設部 札幌道路事務所 空知総合振興局 札幌建設管理部岩見沢出張所 札幌方面岩見沢警察署</td><td>第8号 町職員</td><td>北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 月形町</td></tr><tr><td>第3号 公安委員会</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第4号 地域公共交通利用者</td><td>利用者</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>利用者</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第5号 学識経験者</td><td>北海道大学大学院工学研究院</td><td></td><td></td></tr></table> <table><caption>表 8-4 計画推進時の各関係者の役割</caption><tr><th>関係者</th><th>役割</th><th>内容</th></tr><tr><td>地域住民</td><td>公共交通の積極的な利用</td><td>日常的な公共交通の積極的な利用、公共交通利用促進策の活用、利用ニーズ・要望の発信など</td></tr><tr><td>交通事業者</td><td>安全な運行の確保等</td><td>公共交通の安全な運行、運行実績等のデータ提供など</td></tr><tr><td>月形町 北海道運輸局</td><td>施策の検討・実施等</td><td>地域ニーズの把握、交通施策の実施、資金調達、交通事業者との連携など</td></tr></table>	委員区分	所属・団体名等	委員区分	所属・団体名等	第1号 公共交通事業者等	新篠津村	第6号	月形商工会	有限会社アオヤナギ観光バス	商工業、福祉及び教育団体、その他団体等	月形高等学校	月形町社会福祉協議会	第7号	月形町行政区連総会議	札幌地区バス協会	行政区長等	月形町行政区連総会議	株式会社美明自動車学校	第9号	北海道運輸局札幌運輸支局	有限会社下段モータース	その他町長が必要と認める者	空知総合振興局		第2号 道路管理者	北海道開発局札幌開発建設部 札幌道路事務所 空知総合振興局 札幌建設管理部岩見沢出張所 札幌方面岩見沢警察署	第8号 町職員	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 月形町	第3号 公安委員会				第4号 地域公共交通利用者	利用者				利用者			第5号 学識経験者	北海道大学大学院工学研究院			関係者	役割	内容	地域住民	公共交通の積極的な利用	日常的な公共交通の積極的な利用、公共交通利用促進策の活用、利用ニーズ・要望の発信など	交通事業者	安全な運行の確保等	公共交通の安全な運行、運行実績等のデータ提供など	月形町 北海道運輸局	施策の検討・実施等	地域ニーズの把握、交通施策の実施、資金調達、交通事業者との連携など	8-2 計画の管理体制 施策を継続的に展開していくにあたっては、前項で示した評価指標及び数値目標に基づき、定期的なモニタリングを通じて、施策の実施効果や変化する社会情勢との適合性等を検証・評価し、適宜・適切に計画の見直しを行うことが重要です。 これら施策の評価にあたっては、本計画の策定で協議を行ってきた「月形町地域公共交通活性化協議会」で行うこととし、PDCAサイクルにより評価・検証を行います。また、継続的に評価・検証を行うため、今後の協議会開催スケジュールに基づき、実施します。 加えて、本計画の目標を実現するにあたっては、行政や交通事業者のみならず、各種団体などを含めた地域住民の理解と参加、協力が不可欠であり、地域の一人ひとりが主体的に考えて取り組むことが重要です。そのため、各関係者の役割を明確にし、それぞれが主体的に取り組むことで、本地域における持続可能な交通ネットワークを構築します。 <table><caption>表 8-3 管理体制</caption><tr><th>委員区分</th><th>所属・団体名等</th><th>委員区分</th><th>所属・団体名等</th></tr><tr><td rowspan="5">第1号 公共交通事業者等</td><td>北海道中央バス(株)</td><td>第4号 地域公共交通利用者</td><td>利用者</td></tr><tr><td>新篠津村</td><td rowspan="2">第5号 学識経験者</td><td>利用者</td></tr><tr><td>(有)アオヤナギ観光バス</td><td>北海道大学大学院工学研究院</td></tr><tr><td>月形町社会福祉協議会</td><td>第6号 商工業、福祉及び教育団体、その他団体等</td><td>月形商工会</td></tr><tr><td>札幌地区バス協会</td><td rowspan="2">第7号 行政区長等</td><td>月形高等学校</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号 道路管理者</td><td>株式会社美明自動車学校</td><td>月形町行政区連総会議</td></tr><tr><td>有限会社下段モータース</td><td rowspan="2">第9号 その他町長が必要と認める者</td><td>月形町行政区連総会議</td></tr><tr><td rowspan="2">第3号 公安委員会</td><td>北海道開発局札幌開発建設部 札幌道路事務所 空知総合振興局 札幌建設管理部岩見沢出張所 札幌方面岩見沢警察署</td><td>北海道運輸局札幌運輸支局</td></tr><tr><td></td><td>第8号 町職員</td><td>空知総合振興局</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 月形町</td></tr></table> <table><caption>表 8-4 計画推進時の各関係者の役割</caption><tr><th>関係者</th><th>役割</th><th>内容</th></tr><tr><td>地域住民</td><td>公共交通の積極的な利用</td><td>日常的な公共交通の積極的な利用、公共交通利用促進策の活用、利用ニーズ・要望の発信など</td></tr><tr><td>交通事業者</td><td>安全な運行の確保等</td><td>公共交通の安全な運行、運行実績等のデータ提供など</td></tr><tr><td>月形町 北海道運輸局</td><td>施策の検討・実施等</td><td>地域ニーズの把握、交通施策の実施、資金調達、交通事業者との連携など</td></tr></table>	委員区分	所属・団体名等	委員区分	所属・団体名等	第1号 公共交通事業者等	北海道中央バス(株)	第4号 地域公共交通利用者	利用者	新篠津村	第5号 学識経験者	利用者	(有)アオヤナギ観光バス	北海道大学大学院工学研究院	月形町社会福祉協議会	第6号 商工業、福祉及び教育団体、その他団体等	月形商工会	札幌地区バス協会	第7号 行政区長等	月形高等学校	第2号 道路管理者	株式会社美明自動車学校	月形町行政区連総会議	有限会社下段モータース	第9号 その他町長が必要と認める者	月形町行政区連総会議	第3号 公安委員会	北海道開発局札幌開発建設部 札幌道路事務所 空知総合振興局 札幌建設管理部岩見沢出張所 札幌方面岩見沢警察署	北海道運輸局札幌運輸支局		第8号 町職員	空知総合振興局				北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 月形町	関係者	役割	内容	地域住民	公共交通の積極的な利用	日常的な公共交通の積極的な利用、公共交通利用促進策の活用、利用ニーズ・要望の発信など	交通事業者	安全な運行の確保等	公共交通の安全な運行、運行実績等のデータ提供など	月形町 北海道運輸局	施策の検討・実施等	地域ニーズの把握、交通施策の実施、資金調達、交通事業者との連携など
委員区分	所属・団体名等	委員区分	所属・団体名等																																																																																																						
第1号 公共交通事業者等	新篠津村	第6号	月形商工会																																																																																																						
	有限会社アオヤナギ観光バス	商工業、福祉及び教育団体、その他団体等	月形高等学校																																																																																																						
	月形町社会福祉協議会	第7号	月形町行政区連総会議																																																																																																						
	札幌地区バス協会	行政区長等	月形町行政区連総会議																																																																																																						
	株式会社美明自動車学校	第9号	北海道運輸局札幌運輸支局																																																																																																						
有限会社下段モータース	その他町長が必要と認める者	空知総合振興局																																																																																																							
第2号 道路管理者	北海道開発局札幌開発建設部 札幌道路事務所 空知総合振興局 札幌建設管理部岩見沢出張所 札幌方面岩見沢警察署	第8号 町職員	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 月形町																																																																																																						
第3号 公安委員会																																																																																																									
第4号 地域公共交通利用者	利用者																																																																																																								
	利用者																																																																																																								
第5号 学識経験者	北海道大学大学院工学研究院																																																																																																								
関係者	役割	内容																																																																																																							
地域住民	公共交通の積極的な利用	日常的な公共交通の積極的な利用、公共交通利用促進策の活用、利用ニーズ・要望の発信など																																																																																																							
交通事業者	安全な運行の確保等	公共交通の安全な運行、運行実績等のデータ提供など																																																																																																							
月形町 北海道運輸局	施策の検討・実施等	地域ニーズの把握、交通施策の実施、資金調達、交通事業者との連携など																																																																																																							
委員区分	所属・団体名等	委員区分	所属・団体名等																																																																																																						
第1号 公共交通事業者等	北海道中央バス(株)	第4号 地域公共交通利用者	利用者																																																																																																						
	新篠津村	第5号 学識経験者	利用者																																																																																																						
	(有)アオヤナギ観光バス		北海道大学大学院工学研究院																																																																																																						
	月形町社会福祉協議会	第6号 商工業、福祉及び教育団体、その他団体等	月形商工会																																																																																																						
	札幌地区バス協会	第7号 行政区長等	月形高等学校																																																																																																						
第2号 道路管理者	株式会社美明自動車学校		月形町行政区連総会議																																																																																																						
	有限会社下段モータース	第9号 その他町長が必要と認める者	月形町行政区連総会議																																																																																																						
第3号 公安委員会	北海道開発局札幌開発建設部 札幌道路事務所 空知総合振興局 札幌建設管理部岩見沢出張所 札幌方面岩見沢警察署		北海道運輸局札幌運輸支局																																																																																																						
		第8号 町職員	空知総合振興局																																																																																																						
			北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 月形町																																																																																																						
関係者	役割	内容																																																																																																							
地域住民	公共交通の積極的な利用	日常的な公共交通の積極的な利用、公共交通利用促進策の活用、利用ニーズ・要望の発信など																																																																																																							
交通事業者	安全な運行の確保等	公共交通の安全な運行、運行実績等のデータ提供など																																																																																																							
月形町 北海道運輸局	施策の検討・実施等	地域ニーズの把握、交通施策の実施、資金調達、交通事業者との連携など																																																																																																							